



山形県公報

平成15年11月28日(金)

号 外 (93)

目 次

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則..... (人 事 課) ... 1

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則..... 3
山形県人事委員会規則 5 - 31 (職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等).....10

企業局関係

規 程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....11

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....12
山形県病院事業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程.....13

規 則

(3)

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第70号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則(昭和33年4月県規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

技能労務職給料表

技能労務職給料表(1)

号 給	給 料 月 額	号 給	給 料 月 額
	円		円
1	-	29	321,100
2	121,200	30	328,500
3	125,600	31	335,900
4	130,000	32	357,200

5	134,400	33	366,100
6	138,800	34	374,800
7	143,300	35	382,300
8	148,500	36	387,800
9	154,300	37	392,800
10	160,200	38	396,200
11	170,700	39	405,200
12	177,400	40	409,400
13	184,400	41	412,900
14	190,200	42	416,600
15	195,500	43	420,100
16	205,700	44	423,600
17	213,300	45	427,100
18	221,100	46	430,800
19	229,000	47	434,500
20	236,400	48	438,300
21	242,800	49	442,200
22	260,900	50	446,100
23	269,300	51	450,000
24	277,600	52	453,900
25	285,700	53	457,800
26	293,600	54	461,700
27	304,800	55	465,600
28	313,100	56	469,500

備考 この表は、再任用職員及び非常勤職員以外の職員に適用する。

技能労務職給料表(2)

給料月額	215,300円
------	----------

備考 この表は、再任用職員に適用する。

別表第6及び別表第6の2を次のように改める。

別表第6

号 給	調整基本額
2号給から10号給まで	5,100円
11号給から15号給まで	6,500円
16号給から21号給まで	8,500円
22号給から26号給まで	9,800円
27号給から31号給まで	10,200円
32号給から38号給まで	10,800円
39号給から56号給まで	11,300円

別表第6の2

調整基本額	8,500円
-------	--------

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 古 澤 茂 堂

第16条第1項第1号又中「及び7級」を削る。

第100条第3項中「（同日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年12月県条例第57号）第1条の規定による改正後の条例（次条第3項において「平成14年改正後の条例」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年12月県条例第57号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。
- (2) 前項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年11月県条例第52号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第100条の2第3項中「定める日」を「定める日。次項において同じ。」に改め、「（当該異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成14年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第13条の3第2項に規定する異動等の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年12月県条例第57号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。
- (2) 条例第13条の3第2項に規定する異動等の日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年11月県条例第52号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

別表第1の八の表の備考第4項中「船舶職員法施行令」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令」に改める。

別表第1の又の表中

6 級	1 総合支庁の主幹の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ人事委員会と協議して定める職務	を
7 級		

6 級	1 総合支庁の主幹の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ人事委員会と協議して定める職務	に改める。
-----	---	-------

別表第7の2中

教育職給料表(3)	11号給	を	教育職給料表(3)	10号給	に、	医療職給料表(2)	12号給	を	
医療職給料表(2)	11号給	に、	14号給	10号給	9号給	を	14号給	10号給	に改める。

別表第9の2を次のように改める。

別表第9の2

調整基本額表

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給 8,298円
4 級	9,800円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,300円
8 級	11,900円
9 級	12,900円
10 級	13,600円
11 級	15,400円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,200円。ただし、2号給 7,051円、3号給 7,348円、4号給 7,668円、5号給 7,983円
2 級	9,000円。ただし、2号給 7,744円、3号給 8,068円、4号給 8,478円、5号給 8,923円
3 級	9,800円。ただし、2号給 8,932円、3号給 9,297円、4号給 9,661円

4 級	10,600円。ただし、1号給10,395円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,300円
8 級	12,800円
9 級	13,200円
10 級	14,000円

八 海事職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円
2 級	8,600円
3 級	11,200円
4 級	12,900円
5 級	13,500円

二 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給 6,633円、3号給 6,912円、4号給 7,236円、5号給 7,591円、6号給 7,996円、7号給 8,446円、8号給 8,743円、9号給 9,045円
2 級	11,700円。ただし、2号給 8,599円、3号給 8,910円、4号給 9,225円、5号給 9,558円、6号給 9,913円、7号給10,408円、8号給10,926円、9号給11,448円
3 級	12,700円（教育職給料表(1)の備考第2号に定める職員にあつては、13,000円）
4 級	14,100円

ホ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給 6,633円、3号給 6,912円、4号給 7,236円、5号給 7,591円、6号給 7,996円
2 級	11,600円。ただし、2号給 7,330円、3号給 7,704円、4号給 8,109円、5号給 8,599円、6号給 8,910円、7号給 9,225円、8号給 9,558円、9号給 9,913円、10号給10,408円、11号給10,926円、12号給11,448円

3 級	12,300円(教育職給料表(2)の備考第2号に定める職員にあつては、12,500円) ただし、1号給12,150円(同表の備考第2号に定める職員にあつては、12,500円)
4 級	13,700円

へ 教育職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	9,400円。ただし、2号給 7,236円、3号給 7,591円、4号給 8,046円、5号給 8,532円、6号給 8,878円、7号給 9,207円
2 級	11,100円。ただし、2号給 9,126円、3号給 9,522円、4号給 9,922円、5号給10,350円、6号給10,773円
3 級	12,600円。ただし、1号給11,371円、2号給11,952円、3号給12,523円
4 級	13,500円。ただし、1号給12,852円
5 級	16,200円

ト 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円。ただし、2号給 6,052円、3号給 6,250円、4号給 6,480円、5号給 6,763円、6号給 7,101円、7号給 7,483円、8号給 7,888円
2 級	9,700円。ただし、2号給 8,257円、3号給 8,698円、4号給 9,108円、5号給 9,517円
3 級	11,500円。ただし、1号給11,479円
4 級	12,400円
5 級	15,600円。ただし、1号給15,318円

チ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,615円、3号給11,061円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,311円
3 級	15,400円
4 級	16,600円

リ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給 7,947円
3 級	9,600円。ただし、1号給 9,243円、2号給 9,562円
4 級	10,200円
5 級	11,200円
6 級	12,000円
7 級	13,000円

ヌ 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給 6,840円、3号給 7,092円、4号給 7,353円、5号給 7,632円、6号給 8,001円
2 級	9,900円。ただし、2号給 8,050円、3号給 8,428円、4号給 8,847円、5号給 9,103円、6号給 9,369円、7号給 9,634円
3 級	10,300円。ただし、1号給 9,940円、2号給10,251円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円

別表第17を次のように改める。

別表第17

初任給調整手当定額表

期間の区分	職員の区分	第106条第1項の職を占める職員	第106条第2項の職を占める職員
		円	円
1 年	未 満	269,300	50,200
1年以上	2年未満	269,300	50,200
2年以上	3年未満	269,300	50,200
3年以上	4年未満	269,300	50,200
4年以上	5年未満	269,300	50,200
5年以上	6年未満	269,300	50,200
6年以上	7年未満	269,300	48,400
7年以上	8年未満	269,300	46,600

8年以上	9年未満	269,300	44,800
9年以上	10年未満	269,300	43,000
10年以上	11年未満	269,300	41,200
11年以上	12年未満	269,300	39,400
12年以上	13年未満	269,300	37,600
13年以上	14年未満	269,300	35,800
14年以上	15年未満	269,300	34,400
15年以上	16年未満	269,300	33,000
16年以上	17年未満	265,300	31,600
17年以上	18年未満	261,300	30,200
18年以上	19年未満	257,300	28,800
19年以上	20年未満	253,300	27,400
20年以上	21年未満	249,300	26,000
21年以上	22年未満	239,300	25,400
22年以上	23年未満	229,200	24,800
23年以上	24年未満	219,400	23,900
24年以上	25年未満	209,400	23,200
25年以上	26年未満	199,400	22,600
26年以上	27年未満	185,700	22,000
27年以上	28年未満	172,200	21,400
28年以上	29年未満	158,700	20,700
29年以上	30年未満	145,000	20,400
30年以上	31年未満	130,000	20,000
31年以上	32年未満	115,000	19,300
32年以上	33年未満	100,200	18,500
33年以上	34年未満	75,400	17,600
34年以上	35年未満	52,500	16,900

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第108条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。

（施行日における昇格又は降格の特例）

- 2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山形県人事委員会規則5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）第28条又は第29条の規定を適用する。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年11月県条例第52号。以下「改正条例」という。）附則第4項の人事委員会規則で定める職員等は、平成15年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）第20条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（同年6月1日（同日前1箇月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第1条の規定による改正前の条例第20条第1項後段又は第21条第1項後段の規定の適用を受けたもの）にあっては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。

- (1) 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の適用を受ける職員

- (2) 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の適用を受ける職員
 - (3) 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の適用を受ける職員
 - (4) 国及び他の地方公共団体の公務員
 - (5) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人の職員
 - (6) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）
 - (7) 退職派遣者（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する者をいう。）
- 4 改正条例附則第4項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成15年4月1日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者又は人事委員会が別に定める場合に該当した者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。
- 5 改正条例附則第4項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成15年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて第3項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合及び人事委員会が別に定める場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。
- 6 改正条例附則第4項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。
- (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成15年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第3項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下この号、第8項及び第10項において「企業局職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業局職員等として勤務した期間（次項において「企業局職員等期間」という。）を除く。）
 - (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項、職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）第2条又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例（昭和31年9月県条例第61号）第2条若しくは第6条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条の5第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）外国派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年3月県条例第6号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）公益法人等派遣期間（公益法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年12月県条例第57号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）
 - (3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）
 - (4) 育児休業法第9条第2項、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）第9条の2第3項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第16条の2第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により給与を減額された期間
 - (5) 条例第14条の規定により給与を減額された期間
- 7 改正条例附則第4項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成15年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- (1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間（企業局職員等期間のある月にあつては、同項第2号又は第4号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月
 - (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間（企業局職員等期間のある月にあつては、同項第3号又は第5号に掲げ

る期間に相当する期間を含む。)のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額(企業局職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第4項第1号に規定する合計額に100分の1.07を乗じて得た額(第11項において「附則第4項第1号基礎額」という。)に満たないもの

- 8 改正条例附則第5項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める者は、企業局職員等とする。
- 9 改正条例附則第5項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。
- 10 改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第4項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業局職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業局職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。
- 11 附則第4項第1号基礎額又は改正条例附則第4項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 12 この規則に定めるもののほか、平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

山形県人事委員会規則5-31(職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等)をここに公布する。

平成15年11月28日

山形県人事委員会

委員長 古澤 茂 堂

山形県人事委員会規則5-31(職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等)

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年11月県条例第52号。以下「改正条例」という。)に基づき、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員等」とは、山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。)第1条第1項に規定する職員等をいう。

(最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等)

第3条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(改正条例第1条の規定による改正前の条例別表第4教育職給料表(1)の備考第2号又は教育職給料表(2)の備考第2号の規定の適用を受ける職員等にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員等の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \text{その者の施行日の前日における給料月額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級に(以下「旧給料月額」という。)おける最高の号給の額}} + \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} + \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}$$

(最高号給を超える給料月額を受ける職員等の期間の通算)

第4条 前条の規定により新給料月額を決定される職員等に対する施行日以後における最初の条例第6条第3項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員等にあつては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

第5条 施行日前(平成8年4月1日から施行日の前日までの間に限る。この条及び次条において同じ。)において昇格又は給料表の適用を異にする異動をした職員等及び次条に定めるこれに準ずる職員等のうち、その者の施行日前に行われた昇格(給料表の適用を異にする異動をした職員等及び次条に定める職員等にあつては、当該異動

又は適用の日の号給又は給料月額（以下「号給等」という。）を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この条において同じ。）がなく、かつ、施行日に昇格をしたものとして改正条例第1条の規定による改正後の条例、山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「規則5-1」という。）等（以下「改正後の条例等」という。）の規定を適用した場合に得られる号給等及び当該号給等からの昇給（条例第6条第1項若しくは第3項ただし書又は山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成11年12月県条例第38号）附則第7項若しくは第8項の規定による昇給（特別昇給（規則5-1第41条、第43条又は第46条の規定による特別昇給をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下「昇給」という。）に係る昇給期間（昇給に必要なとされる期間のそれぞれの最短の期間をいう。）を短縮する期間（当該施行日前に行われた昇格について山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則（平成4年4月1日）附則第8項の規定の適用を受けた職員等にあつては、施行日に同項の規定の適用があるものとした場合における当該号給等及び当該号給等からの昇給に係る昇給期間を短縮する期間。以下この項において同じ。）がその者の施行日における号給等（以下「新号給等」という。）及びこれを受けることとなる期間より有利な職員等については、当該改正後の条例等の規定を適用した場合に得られる号給等及び当該号給等からの昇給に係る昇給期間を短縮する期間をもって、その者の新号給等及びこれを受けることとなる期間とすることができる。この場合において、調整の際の規則5-1第28条、第29条、第34条、第35条、第36条又は第37条の規定の適用については、その者の施行日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給等を施行日の前日に受けていたものとみなす。

- 2 前項に規定する職員等のうち、施行日前の昇格に係る号給等について個別に人事委員会の承認を得て決定された職員等にあつては、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の新号給等及びこれを受けることとなる期間を決定することができる。

（施行日前の異動者に準ずる職員等）

第6条 改正条例附則第3項に規定する人事委員会規則で定めるこれに準ずる職員等は、施行日前において規則5-1第22条、第23条、第24条又は第31条の規定に基づき号給等を決定された職員等のうち、当該号給等を決定する際の計算の過程において昇格をしたこととなる職員等とする。

（切替え等に関する特例）

第7条 この規則に定めるもののほか、切替え等に関し必要な事項は別に定めるものとし、これらにより難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第12号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年11月28日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の218」を「100分の193」に、「100分の198」を「100分の173」に改め、同条第2項中「100分の218」とあるのは「100分の90」と、「を」を「100分の193」とあり、及びに、「100分の198」を「100分の173」に、「100分の80」を「100分の65」に改める。

第9条を次のように改める。

（支給範囲から除く職員）

第9条 条例第15条の規定により管理者が定める職員は次の各号に掲げる職員とし、条例第16条の規定により管理者が定める職員は次の第1号のイから八まで及び第2号から第4号までに掲げる職員とする。

- (1) 基準日前1箇月以内に退職し、又は失職した職員で、基準日までの間において次に掲げる者となつたもの

イ 職員

ロ 県職員（山形県職員等の給与に関する条例第26条の規定に該当する職員を除く。）

八 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の適用を受ける職員

二 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）第3条の規定に該当する職員

(2) 基準日前1箇月以内に退職した職員のうち、当該退職に引き続き国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（以下「独立行政法人」という。）公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）又は公庫、公団等の職員となつたもので、国、他の地方公共団体、独立行政法人、特定法人又は公庫、公団等において、期末手当の在職期間及び勤労手当の勤務期間の計算の場合に条例の適用を受けた在職期間及び勤務期間を通算されるもの

(3) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員で、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した時において、停職中であつたもの又は育児休業をしていたもの（第7条第5項及び第8条第4項の規定に該当するものを除く。）

(4) 基準日前1箇月以内に退職した職員で、地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第12条の規定により解雇されたもの

附則第3項を次のように改める。

（特勤勤務手当の特例）

3 次の各号に掲げる職員に対する第5条の3第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 第5条の3第2項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年12月県条例第57号）第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定の例によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額」とする。

(2) 第5条の3第2項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年11月県条例第52号）第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定の例によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額」とする。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第27号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年11月28日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の給与の額及び支給方法等のうち同項の規定によることができないものについては、この規程に定めるもののほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける者の例によるものとする。

3 前項の規定により難しい場合については、この規程に定めるもののほか、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるところによる。

第4条中「給料表は」を「給料表は、次項に規定するもののほか」に改め、同条に次の2項を加える。

2 規模の大きい病院の困難な業務を所掌する看護部長の職務に従事する職員（以下「特定看護職員」という。）に適用される給料表は、一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第8号八に掲げる俸給表の例による。

3 前項の規定により難い場合については、管理者が別に定めるところによる。

第7条第2項中「調整基本額（）」を「調整基本額（特定看護職員にあつては13,400円とし、）」に、「、技労規則別表第6の2」を「技労規則別表第6の2」に、「調整基本額）」を「調整基本額とする。）」に改める。

第9条第2項中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同条第3項第1号中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第10条第4項第7号中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

附則第6項中「調整基本額（）」を「調整基本額（特定看護職員にあつては13,400円とし、）」に、「、技労規則」を「技労規則」に、「調整基本額）」を「調整基本額とする。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

（山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部改正）

2 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第21条第1項及び第25条第1項中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

別記様式第5号の注書第2項第1号の表第22項中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改め、同注書第4項中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

別記様式第30号の注書第2項及び第3項並びに別記様式第31号中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

山形県病院事業管理規程第28号

山形県病院事業局職員旅費支給規程の一部を改正する規定を次のように定める。

平成15年11月28日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員旅費支給規程（平成15年3月県病院事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に後段として次のように加える。

この場合において、人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）別表第1医療職給料表(3)

の項及び別表第1の2医療職給料表(3)の項中 「

6 級
5 級

」 とあるのは 「

7 級
6 級
5 級

」 とする。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

平成15年11月28日印刷
平成15年11月28日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂 部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056